様式第１号（第１条関係）

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

　　年　　月　　日

　福井市長　　　　　　　様

住　所

届出人 氏　名

連絡先

住　所

森林所有者 氏　名

連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の８第１項の規定により届け出ます。

　本伐採は届出者である（のうち）　　　　　が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき　　　　　が所有する立木）を伐採するものです。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
| 市 　 町大字　　　　字　　　　　番地 |

２　伐採及び伐採後の造林の計画

　　別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　適合通知書等の希望の有無　（　有　・　無　）

４　境界の確認について

（１）今回伐採範囲については、（　森林所有者・伐採者・隣接地権者　）と立ち合いの上、場所を確認いたしました。

（２）土地の境界、立木伐採について隣接土地所有者や他の者から異議申し立てがあった場合や紛争が生じたときは、その責は一切私が負うものとします。

|  |
| --- |
| □　上記４（１）（２）のことについて、確約します。  （確認後☑してください） |

５　所有者が登記名義人と異なる場合について

私は、上記森林の所在場所の土地の伐採について、相続人（登記人）は　　　　　であるが、私　　　　　　　　　が将来この土地を相続予定であり、現在管理所有しています。したがって、この土地の伐採について法定相続人や第三者と将来紛争が生じたときは、その責は一切私が負うものとします。

|  |
| --- |
| □　上記５のことについて、確約します。  （確認後☑してください） |

６　遵守事項

１　伐採区域及び隣接地権者との境界を十分に確認して伐採を行います。

２　地元自治会長及び隣接者へ伐採内容を事前に説明して伐採を行います。

３　伐採にあっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。

４　伐採・搬出に市道、法定外公共物（農道・林道等）を反復して利用する場合は、過積載等に十分注意し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。

５　伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責務を負い、原形復旧を及び森林保全の早期回復を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 上記６の遵守事項を確認しました。  （確認後☑してください） | □土地所有者  （伐採後の造林に係る権限を有する者）  □提出者  □伐採事業者 |

７　伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告制度

　　平成２９年４月１日以降に提出された届出については、伐採後の森林の状況の報告が義務付けられています。

　　　１　人工造林の場合、植栽完了の日から３０日以内に報告書を提出します。

　　　２　天然更新の場合、天然更新完了の日から３０日以内に報告書を提出します。

　　　３　林地転用の場合、その用途を供した日から３０日以内に報告書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 報告制度について確認しました。  （確認後☑してください） | □土地所有者  （伐採後の造林に係る権限を有する者）  □提出者  □伐採事業者 |

８　本人確認書類　□別添のとおり

□〇年〇月〇日付け届出書に添付した書類と同一

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

８　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。